

# 平成 27 年第 2 回定例会 一般質問

## (2015 年 6 月 9 日)

### 真木 大輔

#### 1. 戸田競艇組合の契約の方法と財政状況の公表について

(1) 戸田競艇組合等の一部事務組合は、地方自治法上、特別地方公共団体に分類される。

- ① 地方自治法によれば、普通地方公共団体が契約を締結する際の方法は、一般競争入札が原則である。他方で、一部事務組合であっても、一般競争入札を原則とする団体が存在する。戸田競艇組合が契約を締結する際の方法について伺う。
- ② 地方自治法によれば、普通地方公共団体は、毎年二回以上、住民に対し財政状況を公表しなければならない。他方で、一部事務組合であっても、組合所有のサイト等で財政概況を公表している団体が存在する。戸田競艇組合の財政状況の公表について伺う。

#### 真木大輔

おはようございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

件名 1、戸田競艇組合の契約の方法と財政状況の公表についてです。

まず、(1) の①契約の方法についてです。

地方自治法によれば、都道府県や市町村などの「普通地方公共団体」が契約を締結する際の方法は、「一般競争入札」が原則であり、実際に平成 25 年 9 月 1 日時点での一般競争入札の導入率は、都道府県で 100%、政令指定都市で 100%、市町村では 72%となっています。また、これら普通地方公共団体は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、入札や契約に関わる情報、例えば、「入札者名」「入札金額」「落札者名」「落札金額」、また指名競争入札の場合は「指名業者名」や「指名理由」、随意契約の場合は「随意契約とした理由」などの公表を義務付けられています。

一方、戸田競艇組合などの「一部事務組合」は、地方自治法上、普通地方公共団体ではなく「特別地方公共団体」に区分され、法令による、契約の方法についての規定や契約情報の公表についての規定はありません。しかし、一部事務組合であっても、普通地方公共団体のように、一般競争入札を原則とする団体や、契約情報を公表している団体は存在します。また、競艇事業に限って見ても、下関市や福岡市など、自治体が単独もしくは第一

施行者として競艇事業を運営しているところでは、市や県の規定に準拠し、一般競争入札や契約情報の公表を行っています。

戸田競艇組合においては、契約の方法に関して、本年1月に担当課に確認した時点では、「建設・設計関係」については指名競争入札、「物品関係」については随意契約を行っていたとのことでした。また、契約情報の公表は行っていないとのことです。一般競争入札を行うこと、また契約情報を公表することは、契約の透明性、公正性、競争性の確保に資するものであり、住民への説明責任を果たすことにも繋がります。

そこで、今後の戸田競艇組合の、契約の方法および契約情報の公表について、どのようにしていくのかについてお伺いします。

続きまして、(1) ②財政状況の公表についてです。

再び、地方自治法によれば、普通地方公共団体は、毎年二回以上、住民に対し財政状況を公表しなければなりません。一方、特別地方公共団体に区分される一部事務組合であっても、例えば近くの蕨戸田衛生センター組合など、多くの一部事務組合が、組合所有のサイトで財政概況を公表しています。競艇事業に限って見れば、市や県が単独で競艇事業を実施している場合は、競艇事業特別会計の予算書や決算書が公表され、また、一例として福岡都市圏広域行政事業組合では、組合所有のサイトに財政の概況が公表されています。戸田競艇組合に関しては、現在、各構成市の一般会計に競艇組合からの配分金が計上されるのみであり、組合自体の財政状況は公表されておりません。しかし、先ほど管理者によるご報告にありました、戸田競艇組合が今後導入を進めていく企業会計とは、「説明責任」を果たすことを主たる目的とした会計手法です。昨今の情報公開の時代にあって、戸田競艇組合としても、今後、財政状況を公表していくことを検討すべきと考えます。

最後に、本来「賭博及び富くじに関する罪」に該当する公営競技が、モーターボート競走法などの特別法の規定によってその存在を許されている理由は、国や地方自治体に財政的貢献をすることにあります。契約方法、また契約情報や財政状況の公表に関して、戸田競艇組合はさらなる改善を行う必要があると考え、以上を1回目の質問とさせていただきます。

### 小野 総務課長

最初に御質問(1)の①戸田競艇組合が契約を締結する際の方法について、お答えいたします。

戸田競艇組合では、平成26年度まで、工事請負については、指名競争入札参加資格の申請を行い、登録された業者の中から実績、発注契約の内容に適した業種等を基準に業者を選定しており、また、適正かつ公平な事務の運用、履行を確保するため、130万円を超える予定価格のものについては、基本的に指名競争入札を行っております。しかしながら、業務委託等については、随意契約で行っておりました。なお、契約情報の公表は行っておりません。

このような中におきまして、契約の効率化を図るという観点から、平成27年度予算案での全ての案件、工事請負13件、業務委託等196件について、全面的な見直しを行つたところでございます。この全面的な検討の過程におきまして、具体的に適正な仕様書になっているか、業者選定は適正か、業者選定の過程について、透明性は確保されているのか等の視点から、契約形態につきましても改善を行つたところであります。

また、工事請負を対象とする既存の指名業者選定委員会の内容を大幅に変更いたしまして、組合内部で委員を構成、参事を委員長とする委員会を設置いたしました。さらに、選定結果や選定要綱等を検討していただくため、3市嘱託を含む指名業者選定検討会を新たに設置いたしました。検討会におきましては、異なる視点から入札制度に対する御意見等をいただくことにいたしております。現在は、業者の選定にあたっては、独自の登録名簿を使用し業者選定を行っておりますが、その名簿では契約情報などに弱い点もございますので、今後、構成団体の名簿を準用できるよう調整に入っております。このような検討を踏まえまして、業務委託等についても指名競争入札の対象といたしたところでございます。

続きまして、御質問（1）②の戸田競艇組合の財政状況の公表についてお答えいたします。

現在、戸田競艇組合では、財政状況については、組合議会で御審議をいただき、予算、決算という形で、構成団体に提出してございます。特に、戸田市におきましては、市立図書館におきまして、予算書及び決算書が閲覧できるようになってございます。財政状況を広く構成団体の市民の方に知つていただくことは、極めて重要だと考えておりますので、さらに拡大すべく構成団体とも協議してまいります。また、公営企業法の導入を一つの契機として考えておりますので、財政状況の開示は、一般の地域の住民の方にわかりやすくなるものと思われますので、戸田競艇組合の経営状況を知つていただく方策について、今後研究してまいります。

## 真木大輔

御答弁ありがとうございました。

まず、②の財政状況の公表について、ぜひ今後、拡大を進めていただければと思います。

①についてなんですかとも、まず、随意契約だった部分を指名競争にして、いろいろな改善を図つていかれるということで、大きな改善だと思います。しかし1点、その指名競争入札としている理由についてお伺いしたいと思います。

御存じのように、指名競争入札には、指名される業者が固定化されたり、またその談合が容易であるという、そのようなデメリットがあります。また、ほかの自治体では、氏名を受けられずに入札に参加できなかつた業者が損害賠償請求を起こした事例が幾つかありますて、このように、指名の基準に関してあいまいさが残ると思われます。仮に今後一般競争入札を導入するとなれば、コスト面に関しまして、埼玉県の電子入札システムを利用する場合、イニシャルコストに関しては、昨年電子入札システムを導入した埼玉西武消防

組合の例では約250万円とのことでした。それ以外に経常的にかかる費用としては、埼玉県への負担金のうち、均等割の約50万円が毎年かかる程度です。また、一般競争を導入する際の懸念事項として、地元業者を優先できないということや、落札業者の質が低下するなどあると思いますが、これに関しては。地域要件や施工実績要件などを付した、制限つき一般競争入札を行うことも可能です。

そこで、改めて質問させていただきます。戸田競艇組合が契約の方法として指名競争入札を選択する理由を改めてお伺いします。また、併せて、今後の契約情報の公表についてもお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

### 飯島正美 管理者補佐

組合が指名競争入札を選択する理由ということでございますが、当組合におきましては、担当課長からも答弁させていただきましたように、昨年度来から契約のあり方というものを、内部で検討をいたしてきたところでございます。その結果として、指名競争入札というものを全面的に採用するという形にいたしました。特に、公営企業ということになりますと、その契約形態と、あるいはその契約に求められるものというものが、何がポイントになるかという視点から検討を行ったところでございまして、特に、まず確実で、正確でなければならないということになろうかと思います。また、選定のプロセスが、客観性を持つということが必要ではないかというような見解をえたところでございまして。こうした状況の中で、さらに開催日程や設備の特殊性、こんなこともありますので、実際というか、実務的に考えますと、指名競争入札というのが最適ではないかと、こんなふうに考えておるところでございます。

特に、また違った側面になりますけれども、公営企業自体、産業構造の中での市場ということになりますと大変狭いものがございますので、近隣のオートレース場等との情報交換も必要かなと、こんなふうに考えているところでございます。

契約情報のこうかいということになりますが、大変恐縮ですが、ようやく指名競争入札というものを導入するというところでございまして、その辺のところについては今後の研究課題というふうにさせていただければと、こんなふうに考えております。

以上でございます。

### 真木大輔

ありがとうございました。

ほかの、例えば、僕もちょっと周りの一部事務組合さんを調べたところ、指名競争入札というところがほとんどで、ただ、市や県が単独でやられているところでは一般競争入札を原則として、例えば階差日との調整が必要な場合などは例外的に指名競争入札にするなどの、そんなような柔軟な対応をしているところもありますので、ぜひ今後そのてんについても研究していただければと思います。

また、入札方式に関しまして、例えば増収対策やコスト削減策などの技術提案を含めた入札方式もありますので、その点についても、ほかの事例などを研究していただければと思います。

また最後に、契約情報の公表につきまして、今後研究されるということでしたが、例えば、現在、戸田競艇組合さんでは独自のホームページを立ち上げていないかと思いますが、そのようなホームページを今後立ち上げれば、例えば財政状況や入札結果、例えば議事録なども掲載することは容易になるかなと思いますので、そのホームページに関しましても今後ぜひ研究していただければと思い、以上3点要望させていただきます。

以上で、一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。